

入札及び契約制度の一部見直しについて

平成 30 年 12 月 4 日
長野市財政部契約課

入札及び契約の適正化を促進するため、制度の一部を以下のとおり見直しますので、お知らせします。

1 前金払制度について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念を踏まえ、元請業者の資金調達の円滑化を図るため、支払限度額を上げるよう見直しを行います。

・ 測量等工事に係る業務委託契約に係る前金払の支払限度額

現 行 契約金額の 2 割以内

変更後 契約金額の 3 割以内

※ 前金払を請求する際には、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証が必要です。

・ 建設工事については、変更はありません。

2 契約約款の改正について

測量等工事に係る業務委託契約に係る前金払の支払限度額の変更に伴い、契約約款の一部を改正します。

・ 改正箇所：契約約款第 34 条中の前払金率

3 実施時期

平成 31 年 1 月 1 日以降に入札の公告又は指名の通知を行う契約から適用します。

4 その他

ご不明な点については、財政部契約課にお問い合わせください。（026-224-5015）